

Nozomi-Planningレポート

令和3年3月号 Vol.171



撮影地

京都府内

「雛祭り」

撮影者

柿木

未奈美

●今月のTOPICS●

【労基・人事労務・労務管理】

- ・マイナンバーカードの2021年3月からの健康保険証利用
- ・2021年4月より変わる36協定届の様式
- ・業務災害にもなりうる新型コロナへの感染と労働者死傷病報告の提出
- ・テレワークではどのような業務を行っているのか

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.123
- ・今月の書籍紹介
「ブルシット・ジョブ(クソどうでもいい仕事の理論)」
- ・3月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。
お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145

【企画・編集】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
<http://www.nozomiplanning.com/>



社会保険情報

マイナンバーカードの 2021年3月からの健康保険証利用

全国のマイナンバーカードの交付状況は、2021年1月1日現在、全国で24.2%となっています。まだ交付率は低いものの、2021年3月からはマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、マイナンバーカードの活用場が広がります。そこで、実際にマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合のメリット等を確認しておきましょう。

1. 健康保険証利用のメリット

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局（以下、「医療機関等」という）には、「マイナ受付」に対応しているとしてステッカーやポスターが掲示されます。そのような医療機関等では、顔認証付きカードリーダーが用意され、顔認証で本人確認と保険資格の確認が実施されます（暗証番号の入力でも可能）。これによりスムーズな受付になると予想されます。

また、医療費が高額となるときに利用できる高額療養費に関する手続きについて、マイナンバーカードの利用により、オンライン資格確認等システムで情報が取得できるようになり、支払い後の高額療養費の請求や、受診前の限度額適用認定証の発行の手続きを行わずとも、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いをする必要がなくなります。

その他、マイナポータルからe-Taxに連携することになるため、医療費の領収書を保管することなく確定申告ができることとなります。

2. 健康保険証として利用するための手続き

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードの交付を受けた後に、利用者本人がマイナポータルで申し込む必要があります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するにあたり、会社が手続きすべきことはありません。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるものの、健康保険証自体がなくなるわけではなく、2021年3月以降も従来通り健康保険証を使った受診が可能です。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる手続きを行った後でも、医療機関等にマイナンバーカードを持っていくことを忘れた場合等には、健康保険証を提示することで被保険者等の資格確認が行われます。

2021年3月時点で、すべての医療機関等においてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるわけではありませんが、厚生労働省は医療機関等がシステム整備を行う際の支援をしており、2023年3月末には概ねすべての医療機関等での導入を目指すこととしています。政府は今後、マイナンバーカードの機能を拡大していく予定であり、従業員から問い合わせがあった際にはメリットを説明の上、手続きを勧めてもよいでしょう。

会話で学ぶ人事労務管理の勘どころ

2021年4月より変わる 36協定届の様式

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

当社では36協定を4月1日からの1年間で締結しており、届出を3月中に行う予定です。4月より36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が変更になると聞きましたが、新様式と旧様式のどちらで届け出ればよいのでしょうか？



総務部長



社労士

3月中に届出を行うのであれば、原則として旧様式を使うこととなります。今回、どちらの様式を使うのかは、届出日が改正後の労働基準法施行規則の施行日である2021年4月1日の前であるか、後であるかで判断します。

なるほど。届出日がポイントですね。



ただし、新様式でも届け出ることを妨げるものではないとされています。ここで、今回の新様式で変更になった点をお伝えしましょう。変更点は2点あり、1点目が押印・署名が廃止されたことで、2点目が36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設されたことです。



この押印・署名の廃止は、行政手続きにおいて押印廃止が進められていることの一つですね。



はい。押印・署名が廃止されますが、記名をする必要はあります。一方、36協定の協定当事者に関するチェックボックスについては、労働者の過半数代表者が適切に選任されていない状況が一部でみられることから、適切な選任となっているかを確認するために設けられました。具体的には過半数代表者が、事業場のすべての労働者の過半数を代表する者であること（※）と、管理監督者ではなく使用者の意向に基づき選任された者ではないことについて、2つのチェックボックスが設けられています。

※過半数労働組合の場合には事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合であること



なるほど。



これら2点の変更があるものの、3月中に新様式を使って届出をする場合は、このチェックボックスにチェックをする必要はありませんが、押印・署名は原則必要となります。よって今回については旧様式を使い、2022年4月からの36協定届では新様式を使う方がよさそうですね。



【ワンポイントアドバイス】

- 2021年4月より36協定届の様式が変更され、押印・署名が廃止となり、36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設された。
- 2021年4月1日以降の期間を対象とした36協定届は、原則として届出日が2021年3月31日までは旧様式、2021年4月1日以降は新様式を使う。



労務管理情報

業務災害にもなりうる 新型コロナへの感染と 労働者死傷病報告の提出

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このようなときは、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。

1. 労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年1月29日現在で3,836件となり、そのうち1,912件について支給決定が行われています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われ、支給決定されています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により支給決定がされています。

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Aさんは新型コロナウイルスに

感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、業務災害として認められることがあります。

2. 労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には「新型コロナウイルス感染による肺炎」と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。また、発生日時は陽性判定日ではなく、傷病の症状が現れた日付を記入します。

会社で感染対策を十分に行っているにもかかわらず、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じ業務災害としての申請を行う必要があります。



テレワークでは どのような業務を行っているのか

2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出されました。企業に対して、改めてテレワークの推進が求められています。ここでは2020年10月に発表された調査結果※から、企業がテレワークで行っている業務や今後テレワーク化したい業務などをみていきます。

■メールや会議の利用割合が高い

上記調査結果から、テレワークで行っている具体的な業務・実施方法と、新たにテレワーク化したい・利用を拡大したい（以下、始めたい・拡大したい）具体的な業務・実施方法の割合をまとめると、下表のとおりです（カッコ内の数字は回答数）。

企業がテレワークで行っている具体的な業務・実施方法では、会社メールの利用が85.9%で最も高くなりました。Web会議ツール（画像、音声）の利用や、スケジュール等の確認なども60%を超えています。

■会議のテレワーク化推進が50%超に

テレワークを行っている企業や導入予定の企業等が、始めたい・拡大したい具体的な業務・実施方法では、Web会議ツール（画像、音声）の利用が、50%を超えました。必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照が42.1%で続いています。

企業がテレワークを導入しない最大の理由は、適した仕事がないことですが、テレワークを行っている企業でも、一部の従業員が行っている場合も多い状況です。まずは、できるところから始めることも大切でしょう。

テレワークで行っている/新たにテレワーク化したい・テレワーク利用を拡大したい業務・実施方法（複数回答、%）

具体的な業務・実施方法	行っている (1,569)	始めたい・拡大 したい (1,308)
会社メールの利用	85.9	39.8
Web会議ツール（画像、音声）の利用	67.8	55.0
スケジュール等の確認	66.5	37.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照	64.6	42.1
テレワーク端末でインターネット閲覧	54.5	24.0
ファイルサーバや社内ポータル等の情報を外部から更新（ファイルの差し替え等）	46.3	32.7
チャットツール（文字）の利用	43.8	22.9
テレワーク端末内でローカル作業（必要な社内情報は事前に端末に保存）	40.1	25.4
チャットツール（ファイル共有）の利用	36.8	22.9
音声通話（チャット/IP電話等）の利用	36.1	21.9
申請処理等のワークフロー処理を外部から実施	31.3	35.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等からダウンロードして端末に保存	30.7	19.3
社内システムの管理・メンテナンスを実施	23.3	27.3
その他	5.7	11.4

総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」より作成

※総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」

全国の従業員数10人以上の企業3万社を対象に、2020年7～8月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/



Vol.123 八崎さんの

春・夏・冬のはなし



—診療拒否…歴史は繰り返す…のか—

私の地元にある文化会館は、小学生相手の塾や珠算をはじめ英語、生花、民謡、ヨガ体操、変わった所では認知症予防を標榜したマージャン教室…等々の利用者で、月次予定表はほぼ埋まっている。申し込み者は使用料を払っている個人事業主といえる人達で、中には女子大生と思える様な人もいる。

幕の内が明けたある日、翌日に予約している人が急にキャンセルを伝えに来た。どんな理由があったのかと思っていたのだが、翌朝通りすがりに、立ち話をしている人達に出会ってその理由が解かった。近隣の2ヵ所からコロナ患者が出たというのだ。市民27万人にコロナ患者1,000人のわが街だから、私達の近辺5,000人くらいの中に20人の感染者が出て不思議ではないのだが、その人達の話している内容は、しばしば報じられている“風評被害”に類するようのものであった。

病院と会社の違いこそあるが、コロナ感染者のいる(いた)施設で働いている従業員の家族に向けられる白い眼には、共通の感情が漂っているように思われる。

丁度30年前、世界中がエイズパニックに陥っていた頃、日本では“良い患者・悪い患者”論争が起り、裁判沙汰にもなっていたのだが、コロナにも似た感情が存在していないだろうか？

良い患者＝血友病患者…エイズウイルス(正確にはHIV)に汚染された血液製剤の注射で、不幸にもエイズを発症した人。

悪い患者＝赤線地帯で遊び梅毒などに罹患した患者。前者は診るが後者は診ないと広言する病院や、診ている途中でエイズ感染者と判って診療を中止、拒否した病院は東京の有名な国立病院や、近畿のさる大学病院でもみられ、決して珍しい事でもなかった。

そして当時2400病院を対象に“エイズ感染者でも診療するか？”のアンケートに対し、イエスと答えたのは僅か5%。事情は様々だがコロナで同じ質問をしたら…？

当時私が体験し、現在でも起こり得る事例を拙著の一部から引用しよう。(原文は、ですます調)

“梅雨の晴れ間の暑い1日、私は土浦市郊外で産婦人科医院を開業されている清水源之先生を訪ねた。エイズ問題では昨年末テレビ、新聞などで取りあげられ一躍脚光を浴びておられた先生である。…私がお尋ねしたかったのは、多くの病院が診療を拒否する中で、失礼ながら地方の一医院がどうしてHIV陽性者の診療を続けられたのか、並々ならぬ覚悟と決断、医師としての使命感、その中には隠れた美談もあるのではないかと期待していたのだ。先生は淡々と語り始められた。

「市内のスナックに勤める1人のタイの女性がやってきた。異常にスリムで顔には吹き出もの、生気に乏しくもしやと思ってHIV検査をしたところ陽性…。店の経営者達が何人も女性の連れてきた。テレビ局は毎日のように取材に訪れ、新聞もトップ記事で紹介、医師会からは現況説明を希望…。タクシーの運転手からも“エイズの専門家ですか、タイ語もペラペラですか？”と言われ、にわか免疫学者になったようでした…。」と当時を懐懐されていた。…

清水医院には大勢のエイズ患者が来診。…ということは、一般患者やお産を控えた人まで全く来なくなり、「エイズ汚染医院」というレッテル(噂)まで聞こえてきたそうです。日常生活では感染の心配は全くないというキャンペーンをマスコミはしなかったのですか？と尋ねたところ、「近寄りもしなくなりました」と。「短期的にはマイナスでしたが、しかし日本全体にエイズ問題を投げかける契機となり、その面ではお役に立てたと思っています」と話されたのが印象に残り、誰1人患者のいない医院をあとにした…。

あれから30年、“歴史は繰り返す”ことのないよう願う昨今である。

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー社(現ノバルティスファーマ)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



『ブルシット・ジョブ（クソどうでもいい仕事の理論）』

著者：デヴィッド・グレーバー
（発行所 岩波書店 3,700円+税）

昨年和訳され、心をわしづかみにする破壊的なキーワードで多くの人の心をざわつかせると同時にネットを中心に多くの書評を生み出した問題作で、しかし大きな問題提起を置き土産に、著者は残念ながら昨年亡くなっています。

「ブルシット・ジョブ」とは、「本人でさえ無意味と感じてる内容なのに対外的には有意義であるかのように振る舞わなければいけない仕事」のこと。

たとえば、大学教授が研究予算を得るため、研究そのものより、学内審査対策に労力を費やさざるを得ない状況などを指し、具体的な職業としては、ドアマン、秘書、企業弁護士、ロビイスト、バグつぶしのSE、社内報や広報担当、中間管理職などが挙げられています。

ちなみに「自分がやりたくない、きつい仕事」のことは「シット・ジョブ」と呼んで明確に区別され、そのほとんどが社会生活に必要な仕事だが、世の中には「人のためになる仕事ほど、賃金が下がる」という構図があると指摘しています。

「ブルシット・ジョブ」と「シット・ジョブ」の大きな違いは有益性。仕事が有益かどうかは本人が決めることであり、他人からみて「不満があるはずだ」と思われる職種も、実際に不満があるとは限りません。

かつてケインズは、20世紀末までには技術発展によって、欧米諸国で週15時間労働になるだろうと予言しましたが、実際にはそうなっていません。なぜか。テクノロジーやイノベーションはむしろ人々をもっと働かせることを強い、無意味なくならない仕事が次々と生み出されたからだ。

労働と資本の距離がどんどん離れていくなか、コロナ禍もあって働くことへの再検討がされています。ジョブ型も、同一労働同一賃金も、間違っただけとは言っていないかもしれないけど、どこかずれて、何か大切なことを忘れてる、まず別のことから始めるべきなんじゃないか、という違和感を晴らすヒントになるかもしれません。海外書籍特有の回りくどい言い回しのせいなのか和訳のせいなのか、若干読みにくいですが、労働ネタ界限に投下された本書は、新しい視点が得られること必至です。

（執筆 伴野 史明）



<3月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況
報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者
でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限
[税務署]

～ちょっとブレイク～



「我が家の玄関に雛人形が飾られ、少しずつ春を感じるようになりました。

この雛飾りは、祖母が20年以上前につくったものです。裁縫や細かい作業が得意な祖母は当時、玄関の飾りものとして、お正月の飾りや五月人形、七夕飾りなどつくって、親戚などに配っていました。北陸に住む祖母とは、コロナのため1年近く会えていなく、寂しく感じています。雛人形の飾りを見ながら、コロナが落ち着いたら、また祖母に会いに行こうと思いました。」

撮影者 柿木 未奈美

当事務所より一言

弊所には「共に学び、共に育み、共に分かち合う」という企業理念があります。そしてその企業理念を具現化するための行動規範として、10項目のクレドを定めています。弊所の経営陣もスタッフも、お客様へのサービス提供の根本規範として、このクレド10項目に沿った行動をすることを「絶対的な価値」と肝に銘じています。私たちにとってクレドとは、いつ何時も忘れてはならない大切なものなので、定例のミーティング時には必ず全員で唱和し、初心を忘れないよう心がけています。具体的なクレドの内容は、御社を担当するスタッフに尋ねてみてください。そして、クレドに反する発言や行動があった暁には、叱責ください。その叱責が、弊所スタッフの血となり肉となってまいります。「叱責大歓迎」です。

弊所が実践する理念経営は、会社の成長とともに、経営陣やスタッフ自身の成長に寄与しています。御社にも有用な経営指針と確信しておりますので、一緒にクレド経営を実現していきませんか。

当欄については堅い話になってしまいましたが、今月も手軽に最新情報をお読み頂けるのぞみプランニングレポートをお届けします。弊所は、事業主の皆様への労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも参ります。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

